

女性活躍推進法に基づく湘南信用金庫行動計画について、次の通り情報を公表します。

女性の活躍に関する情報公表							
令和6年6月17日							
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
・採用した労働者に占める 女性労働者の割合	63.4%	55.0%	52.8%	59.0%	52.6%	63.9%	53.3%
・労働者に占める 女性労働者の割合	39.4%	39.5%	39.3%	40.1%	40.8%	42.0%	42.1%
・男女の平均勤続勤務 年数の差異	5年	4.4年	3.8年	3.6年	2.4年	4年	3.6年
・係長級にある者に占める 女性労働者の割合	29.9%	34.0%	36.7%	36.9%	34.6%	39.1%	40.9%
・管理職に占める 女性労働者の割合	6.3%	6.8%	6.9%	8.2%	8.8%	8.4%	9.0%

※各年度末時点

男女の賃金の差異に関する実績		
		令和6年6月17日
(全労働者)	70.7%	(注釈・説明) ・対象期間 令和5年度 (令和5年4月1日～令和6年3月31日) ・対象者 対象期間において全月分の給与、 賞与等の支給を受けた者
(うち正規雇用労働者)	71.2%	
(うち非正規雇用労働者)	68.6%	

当金庫は現在、採用に関してはすべて総合職でありすべての正規雇用労働者に対する役席者比率は令和6年3月末現在で68.4%、うち女性役席者比率は28.6%となっている。

管理職においては全役席者の32.6%を占め、そのうち女性は昨年を上回る内容となっているものの比率としては9.0%に留まっており、この点が男女の賃金の差異が生じている主要因と認識している。これを改善するため、働きやすい職場環境醸成の一環として昨年度は特別休暇を取りやすくするなど取組検討を行った。また、男女賃金差異のもう一つの要因として、所定外労働に関し男性職員が主体となっていることもあげられる。所定外労働時間抑制には定期的なノー残業デーの実施等の対策を施している。

非正規雇用労働者については、対象者における女性の割合が94.2%を占めるものの、配偶者の扶養範囲内での労働が主体であり、少数ながらも労働時間が長い男性と比較した場合、差異が生じる状況となっている。